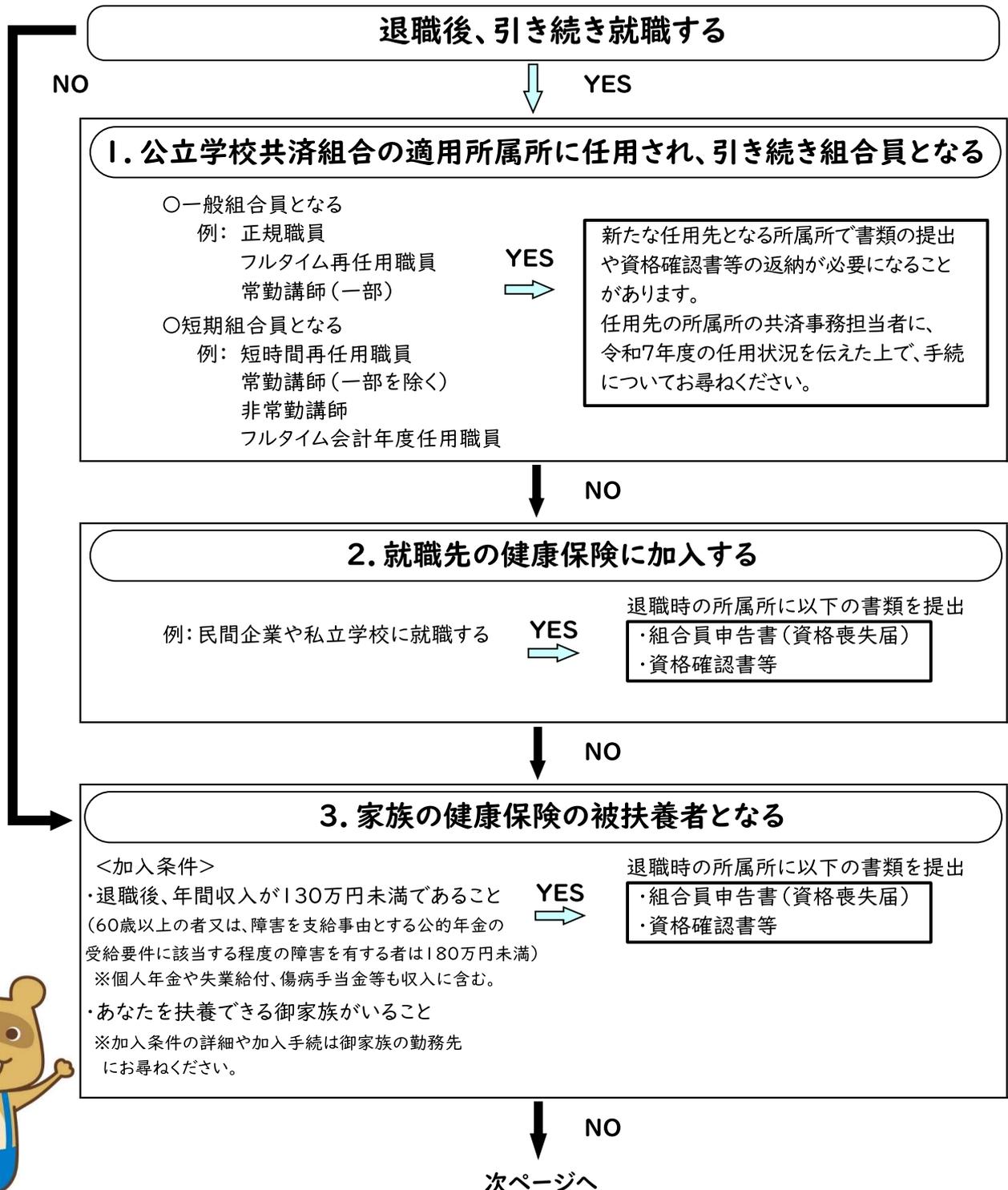


## 退職後の福利厚生制度について

退職後の福利厚生制度について、概要は以下のとおりです。詳細は、公立学校共済組合福岡支部ホームページに掲載している「退職後の福利厚生制度のしおり」（令和7年度版）を解説動画と合わせて確認してください。解説動画の視聴方法については、P4.「解説動画の御案内」を御覧ください。

### 退職後の健康保険制度

○実際にどの健康保険制度に加入することになるか確認してみましょう。



## 4. 任意継続組合員となる(希望者のみ)

任意継続組合員制度は、短期給付及び福祉事業(一部を除く)を最長2年間、引き続き受けることができる制度です。

<加入条件>

・退職日まで引き続き1年1日以上組合員期間があること

(例1) 今回任用: 臨時的任用職員 常勤講師(共済適用) R7.4.1~R8.3.31 ⇒ 任意継続不可

(例2) 前回任用: 臨時的任用職員 常勤講師(共済適用) R6.4.1~R7.3.31 } 任用期間に空白期間がある ⇒ 任意継続不可  
今回任用: 臨時的任用職員 常勤講師(共済適用) R7.4.7~R8.3.31 }

<特例> 今回と前回の任用期間に空白期間があるが、この期間について、共済組合員の期間が引き続いており、任命権者からの申出(任用継続に関する申出書の提出)があった場合 ⇒ 任意継続可

・退職日から起算して20日以内に加入の申出と掛金の払込みを完了すること

### 3月5日(木)時点で退職後に任意継続組合員になることが確定している方

令和8年4月からの講師登録や再任用の希望をしていない、または退職後無職となることが確定している方などが対象です。

#### ①本申込みを行う

本申込み期間 2月16日(月)~3月5日(木)※必着

提出書類 ●任意継続組合員申出書

●預金口座振替依頼書(月払希望者のみ)

●在職中に使用していた資格確認書等  
(資格確認書等を添付しない場合は、申出書下部の未添付欄にチェックしてください。)

#### ②共済組合から掛金の払込書が送付される

#### ③掛金を払込み、領収証を送付する

払込期限 3月19日(木)※必着

提出書類 ●領収済みの掛金払込書(本人控)

(後日任意継続申込手続完了のお知らせに同封して返却します)

●在職中に使用していた資格確認書等  
(3月末まで資格確認書等を使用する方は、令和8年4月10日(金)までに御返送ください)

### 3月5日(木)時点で退職後に任意継続組合員になることが確定していない方

令和8年4月からの講師登録や再任用の希望をしているが、任用が確定していない方や、退職後の健康保険について検討中の方などが対象です。

#### ①仮申込みを行う

仮申込み期間 3月2日(月)~3月13日(金)※必着

提出書類 ●任意継続組合員仮申込書

#### ②4月上旬、共済組合から掛金の払込書が送付される

#### ③4月17日(金)までに本申込みと掛金の払込みを完了する

提出書類 ●任意継続組合員申出書

●預金口座振替依頼書(月払希望者のみ)

●在職中に使用していた資格確認書等  
(資格確認書等は、4月以降は使用せず任意継続組合員申出書と一緒に御返送ください)

【注意】令和8年3月31日に退職の方は、4月17日までに申出書の提出と掛金の払込がない場合、任意継続組合員になることができません。

※ 3月31日以外の日に退職する方は、公立学校共済組合福岡支部給付係に御連絡ください。

**任意継続申込書類の提出先：公立学校共済組合福岡支部 給付係**



1~3のいずれにもあてはまらない方で、4の任意継続組合員となることを希望しない、または加入条件を満たさない場合

## 5. 国民健康保険に加入する

資格喪失証明書について

組合員申告書(資格喪失届)にある「資格喪失証明書の発行」の「□必要」欄にチェックをして退職時の所属所に提出してください。共済組合に書類が届き次第、速やかに御自宅へ送付します。

退職時の所属所に以下の書類を提出

・組合員申告書(資格喪失届)  
・資格確認書等

健康保険制度についての問合せ: 給付係 092-643-3871

## 福祉事業

短期組合員が任期満了等により退職する場合、その後利用できる事業は、退職後に加入する健康保険制度により異なります。

在職中との比較の表（○…変更なし、△…一部変更、×…利用不可）

退職後の 健康保険制度	保健事業		
	健診事業	各種利用補助	セミナー等
公立学校共済組合 〔一般組合員 短期組合員〕	○	○	○
公立学校共済組合 (任意継続組合員)	△ 1日ドック、特定健康診査、 特定保健指導のみ	○	×
その他	×	△ 組合員価格での宿泊（宿泊 施設特別利用者証）のみ	×
福岡支部ホームページ 二次元コード			 健康づくり事業 一般事業

各事業の詳細は、短期組合員の方は所属所の共済事務担当者及び公立学校共済組合福岡支部ホームページで、任意継続組合員の方は任意継続申込手続完了のお知らせ送付時（令和8年4月頃）に同封される「保健事業実施要項（任意継続組合員）」で確認してください。

宿泊施設特別利用者証、貸付事業については、福祉係へお問い合わせください。

**福祉事業についての問合せ:福祉係 092-643-3869**

短期組合員は日本年金機構の厚生年金に加入しています。資格喪失時の手続が必要となる場合がありますので、退職時の所属所の事務担当者にお尋ねください。